

秋田県告示第416号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年9月6日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 処分をした年月日
平成25年8月29日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
櫻庭建設株式会社
秋田市山王一丁目3番24号
代表取締役 櫻庭 専治
秋田県知事許可（般-22）第80161号
- 3 処分の内容
土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
平成25年8月26日付けで土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。